【創立70周年記念大会】

共通論題

報告要旨:福田 弥夫

# 金融 ADR における裁定基準と保険法

日本大学 福田 弥夫

# 1. はじめに

金融 ADR 制度が 10 月よりスタートする。保険関連としては、生命保険協会、損害保険協会、少額短期保険協会の各保険関団体が、指定紛争処理機関としての認可を申請中であり、 共済に関しては、日本共済協会が ADR 促進法に基づく ADR 機関としての認証をすでに本年 1 月に取得している。

これらの ADR 機関は保険の領域にとっては決して新しいものではない。生命保険協会は査定審査会、損害保険協会は損害保険調停委員会、少額短期保険協会は査定審査会を設けて、消費者と保険会社間の紛争解決に当たってきた。さらに自動車保険に関連する領域においては、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関として(財)自賠責保険・共済紛争処理機構が国土交通大臣及び内閣総理大臣による指定を受けているし、(財)交通事故紛争処理センターは、交通事故に関する紛争処理の適正な処理を目的として昭和53年に設立されて現在に至っている。

裁判システムとは別に、紛争解決について複線的な構造を採ることとなった保険に関する 紛争処理機関が、これからどのような基準で当事者間の争いについて判断を下して行くのか を考える。

#### 2. 紛争処理の形態

紛争処理機関による判断の形態としては、裁定型(裁断型)と調停型(調整型)がある。 裁定型は、紛争当事者があらかじめ第3者の判断に従う合意をしておこなうものであり、調 停型は、第3者が自らの判断を直接下すことは行わないものの、積極的に紛争当事者の和解 に向けての仲介を果たすものである。

新たに運用を開始する保険会社関連の紛争処理機関が、このいずれに該当するのか、あるいは両者の性格を備えるものかを検討する必要がある。これは、当事者の一方から裁定の請求がなされた場合に、もう一方はその裁定手続きに参加することが強制されるのか、さらにその裁定結果は当事者をどのように拘束するのかという問題と深く関連する。裁定書によって示された和解案を、尊重する義務ないしは応諾義務があるのかがポイントとなろう。

【創立70周年記念大会】

共通論題

報告要旨:福田 弥夫

# 3. これまでの裁定事例に見る裁定基準

新たにスタートする ADR 機関に先立ち、これまで生命保険協会、損害保険協会そして共済協会は、苦情相談室等を自ら設け、消費者からの苦情相談に当たってきた。新たな ADR 機関は、金融商品取引法、保険業法に基づくものであって、これまで業界が監督法規とは別箇に任意に設置してきたものとは性格が異なる。しかし、そこにはある程度の連続性が認められよう。これまで業界が独自に設けていた紛争ないしは苦情処理機関が、具体的にどのような判断を下してきたかを検討し、そこから推測できる判断基準について検討を加える。

# 4. 裁定基準と法規制

紛争処理に際して何を基準として裁定を行う必要があるのか。保険に関連する消費者と保険会社との紛争処理に際しての裁定基準としては、①民法、②商法、③保険法、④約款、⑤ガイドラインなどが考慮されうる。しかし、これらに完全に拘束されて裁定を行うことは、裁判制度によることと実質的に違いはなく、ADRの目的や趣旨と必ずしも一致しない。

ADR はあくまでも当事者の合意に基づく紛争解決の方法であって、手続きの簡易さ、柔軟性、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用等のメリットを有するものとされている。したがって、法や約款の規定から離れた紛争処理が行われることも認めていると理解できよう。具体的には、どの程度であればそれが許容できるかである。たとえば、旧商法が適用されるべき紛争において、保険契約者に有利と思われる保険法の規定を適用して裁定を下すことが可能であろうか。公序良俗に反しない限りは、法や約款から離れた内容の裁定が可能であるか。この点についても検討を加える。また、複数の紛争処理機関が対応可能な事例において、それぞれの最低基準が異なることによるいわば「フォーラムショッピング」的な行為が許されるのかも検討しなければならない。

#### 5. むすび

これまでに、保険業界が設置している調停委員会等の対応事例では、保険会社が申立人に対して解決金を支払うという解決方法が採用される場合がある。新たな紛争処理機関は、このような裁定を下すことが可能であろうか。どれだけ柔軟な紛争解決手段が認められるべきであろうか。今後の方向性を含めて検討したい。